\bigcirc める事項(平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号) 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定

掲げるもののように改める。 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

(注) 平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。 条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。 以下この条及び次条において同じ。)又は信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条 及び次条において同じ。)が適用されるエクスポージャーに係 る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエク スポージャーの区分ごとの額	げ 坦 は	改正後
信用リスクに対する所要自己資本の額とをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに係るの地により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る	· '' 率	改 正 前(注)

[二・ホ 略]

- リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー 自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により算出 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出
- リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーした割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーした割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
- スポージャー マスポージャー コ資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクーンでは自っている。 ロ資本比率告示第百四十二条第十項第一号に定める比別である。 コープを対象を引える。 コープを対象を引きる。 コープを引きる。 コープをもの。 コープをとる。 コープをとる。
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二第十項第二号に定めるリスク・ウボージャー又は自った。
- するエクスポージャー 「一条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出 「一条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出 「一条第十一項の規定により信用リスク・ウェイ」 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイ

[ニ・ホ 同上]

エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化一 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・

[イ〜ヌ 略]

[三~六 略]

クスポージャーの区分ごとの額なし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエリスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみ

- ・アセットの額を算出するエクスポージャー 自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク 自己資本比率告示第四十二条第二項の規定により算出し ・アセットの額を算出するエクスポージャー又は 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出し
- ・アセットの額を算出するエクスポージャー 自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク 自己資本比率告示第四十二条第七項の規定により算出し 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出し
- マー 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率 トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージ 本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資 ヤー
- をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資ニ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率

る次に掲げる事項 エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関す二 信用リスク (信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

[イ〜ヌ 同上]

三~六 同上]

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージ

ヤーの額

トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージ 本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイ

ホ 第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエ を用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条 クスポージャー 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイト

八 略

5 [略]

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$

第三条

略 略

項

第一項の定量的な開示事項は、

略

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ・ロ 略

みなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの

区分ごとの額

対する所要自己資本について、

次に掲げるエクスポージャー

(1)自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出

> 八 同上

5 同上

第三条 同上

項

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

2 • 3 同上

4 同上

次に掲げる事項とする。

同上

同上

「イ・ロ 同上

ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ

リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー

- リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトをして用いるエクスポージャー又は自

[二・ホ 略]

三 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・

[ニ・ホ 同上]

 \equiv

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化 エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

[イ〜ヌ 略]

四~七 略

クスポージャーの区分ごとの額 なし計算が適用されるエクスポージャーについて、 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみ 次に掲げるエ

自己資本比率告示第百四十二条第二項の規定により信用リスク た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は アセットの額を算出するエクスポージャー 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出し

口 自己資本比率告示第百四十二条第七項の規定により信用リスク た割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は アセットの額を算出するエクスポージャー 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出し

本比率告示第百四十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイ をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資 トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージ 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率

をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資 本比率告示第百四十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイ 自己資本比率告示第四十 七条の五第九項第二 一号に定める比率

> る次に掲げる事項 エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関す

「イ〜ヌ 同上」

[四~七 同上]

ヤーの額

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージ

備考	5	九				41		
表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[略]	[略]	クスポージャー	第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエ	を用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百四十二条		+	トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージ
を除く全体に付した傍線は注記である。	5 [同上]	九[同上]						